

宅地造成に関する工事の許可申請及び工事の計画の変更許可申請手数料

○宅地造成に関する工事の許可申請手数料（法第8条第1項法文の規定に基づく許可申請に対する審査）

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例 第2条第1項

切土又は盛土をする土地の面積	手数料額
500 m ² 以内	12,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	21,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	31,000 円
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	47,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	67,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	110,000 円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以下	170,000 円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以下	250,000 円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下	340,000 円
100,000 m ² を超え	420,000 円

○宅地造成に関する工事の計画の変更許可申請手数料（法第12条第1項の規定に基づく変更許可申請に対する審査）

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例 第2条第1項

ア 工事の計画の変更に係る切土又は盛土をする土地の面積	手数料額
500 m ² 以内	12,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	21,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	31,000 円
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	47,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	67,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	110,000 円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以下	170,000 円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以下	250,000 円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下	340,000 円
100,000 m ² を超え	420,000 円
イ 上記以外の工事の計画の変更	10,000 円